

第7章 計画の実現に向けて

7-1 市民・事業者・市の連携と協働

この計画の目標を実現していくためには、市民、住宅関連事業者等、市の適切な役割分担のもとで積極的に計画に参加し、連携・協力して取組を進めていくことが必要です。

①市民

住まいは、個人や家族が生活を営むために必要な基盤であるだけでなく、都市や街並みを形成するうえで重要な役割を担っています。

安全で快適な住まいやまちを次世代に承継していくためには、地域社会の一員である市民一人ひとりが個人として、団体として、積極的に住生活の向上に取り組んでいくことが求められています。



②住宅関連事業者等

住宅関連事業者や団体等は、住宅の供給や流通、賃貸等のサービス提供の担い手として、重要な役割を果たしています。

住まいの安全や品質・性能の確保、バリアフリー化、環境に配慮した住まいづくりやリフォームなどの重要性が増してきており、新たな施工方法や技術の向上に努め、健全で公正な住宅市場を形成し、市民にとって信頼できる身近な存在として取り組むことが求められています。



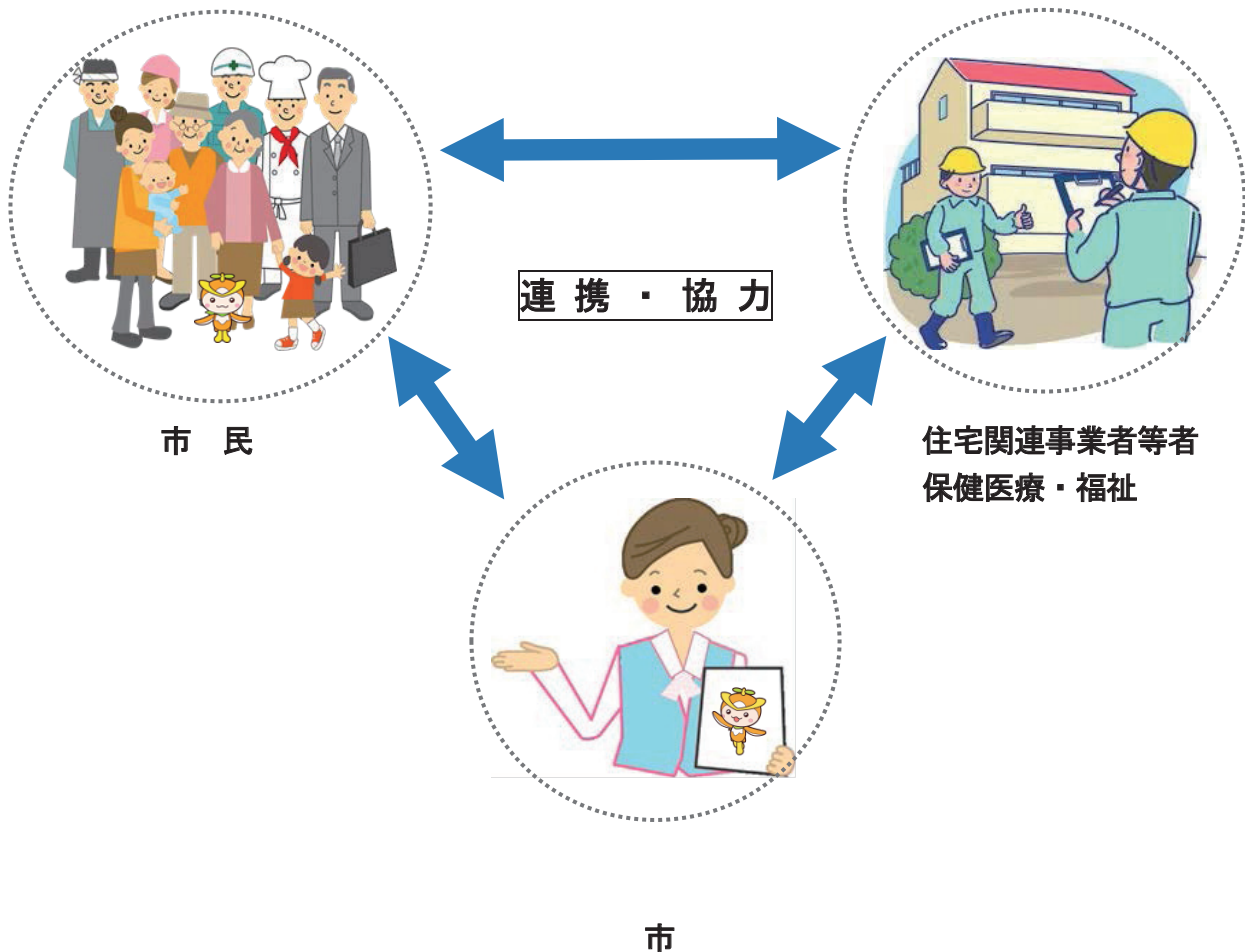
③市

市は、本計画の基本方針の実現に向け、市民や住宅関連事業者等に本計画の周知を図り、理解と協力を得ながら施策に取り組みます。また、住宅施策に関する情報を積極的に提供し、市民ニーズや社会情勢の変化に適切に対応した施策を進めていきます。

さらに、地域の団体等が取り組む地域の特性に応じたまちづくりと連動させながら施策を推進していきます。



計画の推進にあたっては、市民や地域の団体等、住宅関連事業者、市はそれぞれの役割を認識するとともに、連携・協力しながら取り組んでいきます。



7 - 2 国・県・関係機関との連携

住生活の安定の確保と向上を促進していくため、国、県、埼玉県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、住宅金融支援機構等の関係機関との連携を図っていきます。

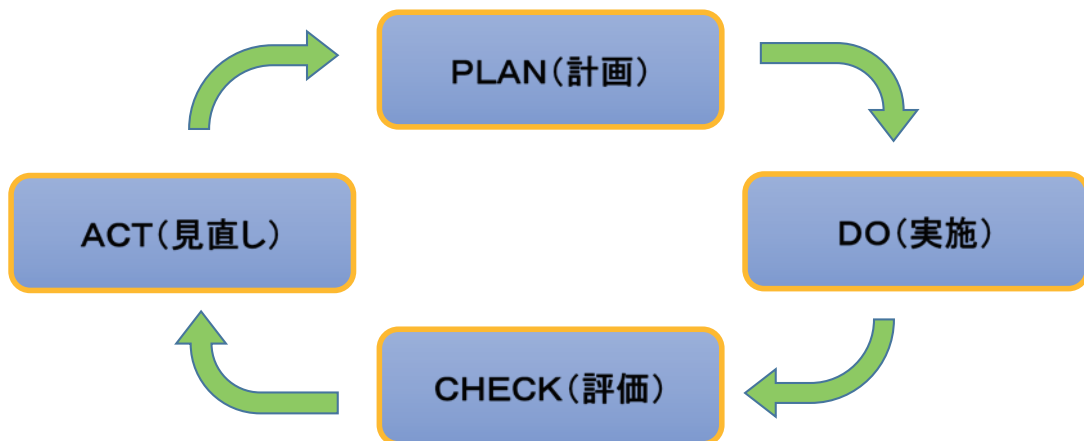
7 - 3 総合的な視点からの推進

本計画は、都市計画、子育て支援、高齢者支援、環境など広範な分野にまたがっており、総合的かつ効果的に実施していくためには幅広い連携が必要不可欠です。こうしたことから、これまで以上に緊密な連携と協働を図っていきます。

7 - 4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、目標指標の達成度について検証を行い、更なる改善に向けた段階的・継続的な見直しが必要なことから、施策や事業の実施後、その効果を評価し、必要に応じて見直しを行うなど、「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

また、今後の国における住宅政策の動向や社会経済情勢の変化、上位及び関連計画の見直しなど、必要に応じて適時に見直し等を行います。



PDCAサイクル

7 - 5 進行管理の公表

本計画の進行管理については、市民や関係団体等への説明責任を果たすため、その結果を毎年度、市のホームページ等で公表します。

所沢市住生活基本計画

(発行) 平成29年4月

(担当) 所沢市街づくり計画部 市街地整備課

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9208

ファクシミリ：04-2998-9163

E-mail：a9208@city.tokorozawa.lg.jp

ホームページ：トップ→暮らし→建物・土地・景観→
住宅（市営住宅）



所 沢 市